

南国市人事行政の運営等の状況

令和 7 年 4 月
南 国 市

南国市人事行政の運営等の状況

目 次

第1章 職員の給与・定員管理の状況	1
1 総括	1
(1) 人件費の状況	1
(2) 職員給与費の状況	1
(3) ラスパイレス指数の状況	1
(4) 給与改定の状況	2
(5) 給与制度の総合的見直しについて	2
2 職員の平均給料月額、初任給等の状況	3
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	3
(2) 職員の初任給等の状況	4
(3) 職員の経験年数別平均給料月額の状況	4
3 一般行政職の級別職員数等の状況	4
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	4
(2) 国との給料表カーブ比較表	5
(3) 昇給への人事評価の活用状況	6
4 職員の手当の状況	6
(1) 期末手当・勤勉手当	6
(2) 退職手当	7
(3) 地域手当	7
(4) 特殊勤務手当	7
(5) 時間外勤務手当	8
(6) その他の手当	8
5 特別職の報酬等の状況	9
6 職員数の状況	10
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	10
(2) 年齢別職員構成の状況	10
(3) 職員数の推移	11
7 公営企業職員の状況	11
(1) 水道事業	11
第2章 職員の任用等の状況	14
1 任用の状況	14
2 退職管理の状況	14
第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	15
1 勤務時間及び週休日、休日	15
2 休暇の種類	15
(1) 年次有給休暇	15
(2) 病気休暇	15
(3) 特別休暇	15

(4) 介護休暇	18
(5) 組合休暇	18
3 育児休業等	18
(1) 育児休業	18
(2) 部分休業	18
第4章 職員の服務の状況	19
1 年次有給休暇の取得状況	19
2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況	19
(1) 育児休業	19
(2) 部分休業	19
(3) 介護休暇	19
3 職務専念義務免除	20
第5章 職員の分限及び懲戒処分 of 状況	21
1 分限処分	21
2 懲戒処分	21
(1) 懲戒処分者数	21
(2) 処分の事由別状況	21
第6章 職員の研修の状況	21
1 研修の状況	21
(1) 一般研修	21
(2) 特別研修	22
(3) 派遣研修	22
第7章 職員の福祉について	23
1 健康診断の実施	23
(1) 一般定期健康診断	23
2 互助会制度	23
3 労働安全衛生	23
4 技術職員・作業員等への被服貸与	23
第8章 職員の利益の保護について	23
1 勤務条件に関する措置の要求の状況	23
2 不利益処分に関する不服申立ての状況	23

第1章 職員の給与・定員管理の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)令和4年 度の人件費率
5 年度	人 46,133	千円 23,806,384	千円 218,363	千円 4,132,699	% 17.3	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

令和5年度普通会計決算の状況は、次のとおりです。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当 たり 給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	人 398	千円 1,432,594	千円 290,119	千円 542,183	千円 2,264,896	千円 5,691	千円 5,916

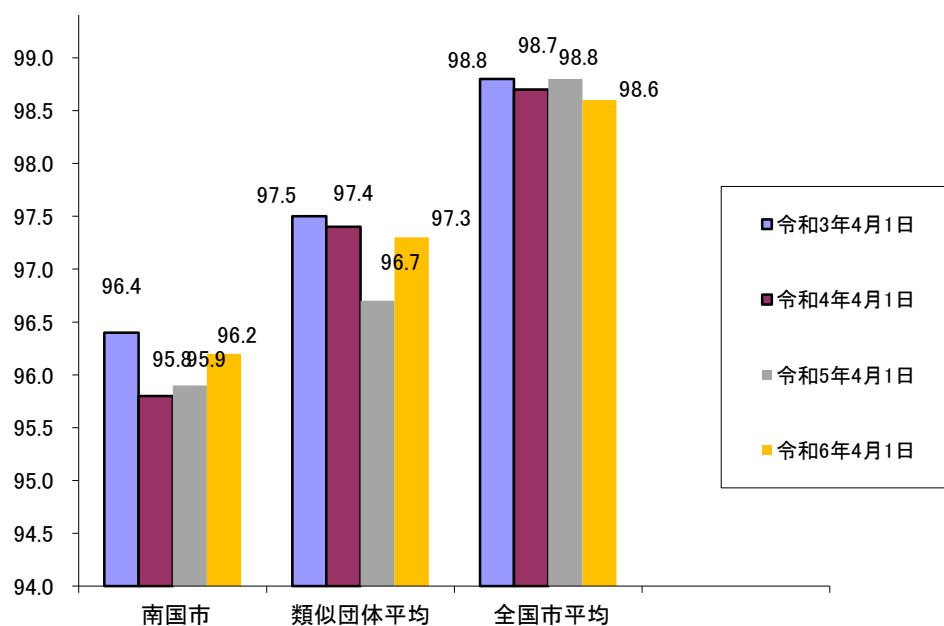
(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況

区 分	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
南国市のラスパイレス指数	96.4	95.8	95.9	96.2
類似団体平均のラスパイレス指数	97.5	97.4	96.7	97.3
全国市平均のラスパイレス指数	98.8	98.7	98.8	98.6



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況
人事委員会を設置していない。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

平成 29 年 1 月 1 日から国家公務員に準じた給料表に改正済

②地域手当の見直し

支給割合 0 %（国基準 0 %）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南国市	40.6 歳	302,100 円	379,414 円	343,105 円
高知県	41.7 歳	309,796 円	375,027 円	328,854 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
南国市	40.2 歳	261,800 円	276,067 円	275,442 円	—	—	—	—
うち学校給食員	42.3 歳	272,300 円	283,560 円	283,560 円	調理師	46.6 歳	225,300円	1.26
うちその他技能労務者	35.7 歳	235,700 円	255,400 円	253,212 円	—	—	—	—
高知県	60.4 歳	254,047 円	277,907円	259,927 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	307,888 円	334,311 円	319,875 円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

＝技能労務職員の給与等の見直しに向けた基本的な考え方＝

- (1)調理員、用務員等の技能労務職員については、退職不補充を進め、職員数の適正化を図っていく。自校炊飯を実施し、「食育」を重要課題としている本市として、調理員の業務については、早急なる民間委託化は、現在考えていません。
- (2)給与等の見直しについては、平成24年4月より国の行政職(二)に準じた給料表に改めました。

(2) 職員の初任給等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		南 国 市	高 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	1 9 6 , 2 0 0 円	2 0 1 , 4 0 0 円	1 9 6 , 2 0 0 円
	高 校 卒	1 6 6 , 6 0 0 円	1 6 8 , 3 0 0 円	1 6 6 , 6 0 0 円
技能労務職	高 校 卒	1 6 4 , 0 0 0 円	1 6 9 , 9 0 0 円	—

(3) 職員の経験年数別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,300円	321,400円	338,600円	347,000円
	高校卒	243,400円	296,600円	321,400円	338,600円
技能労務職	高校卒	237,400円	269,000円	280,800円	291,300円

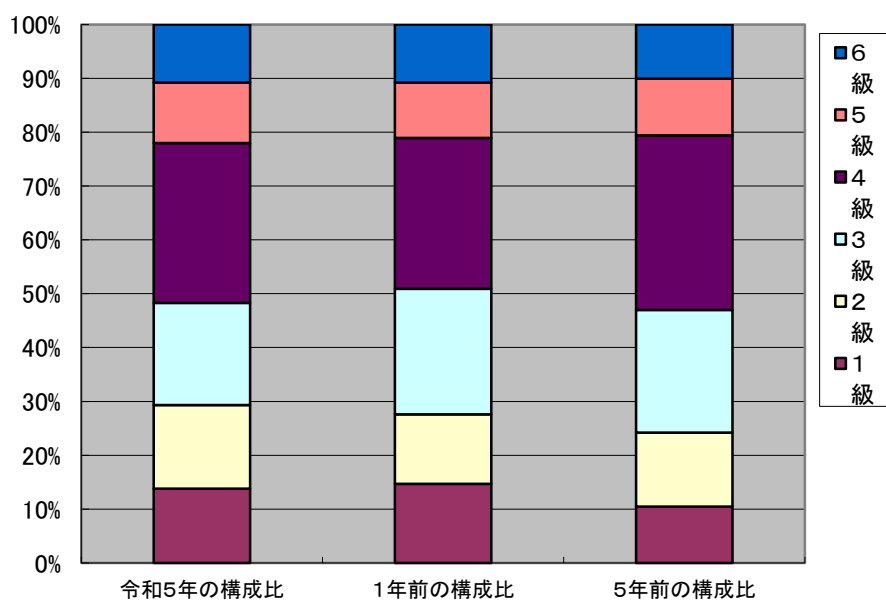
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

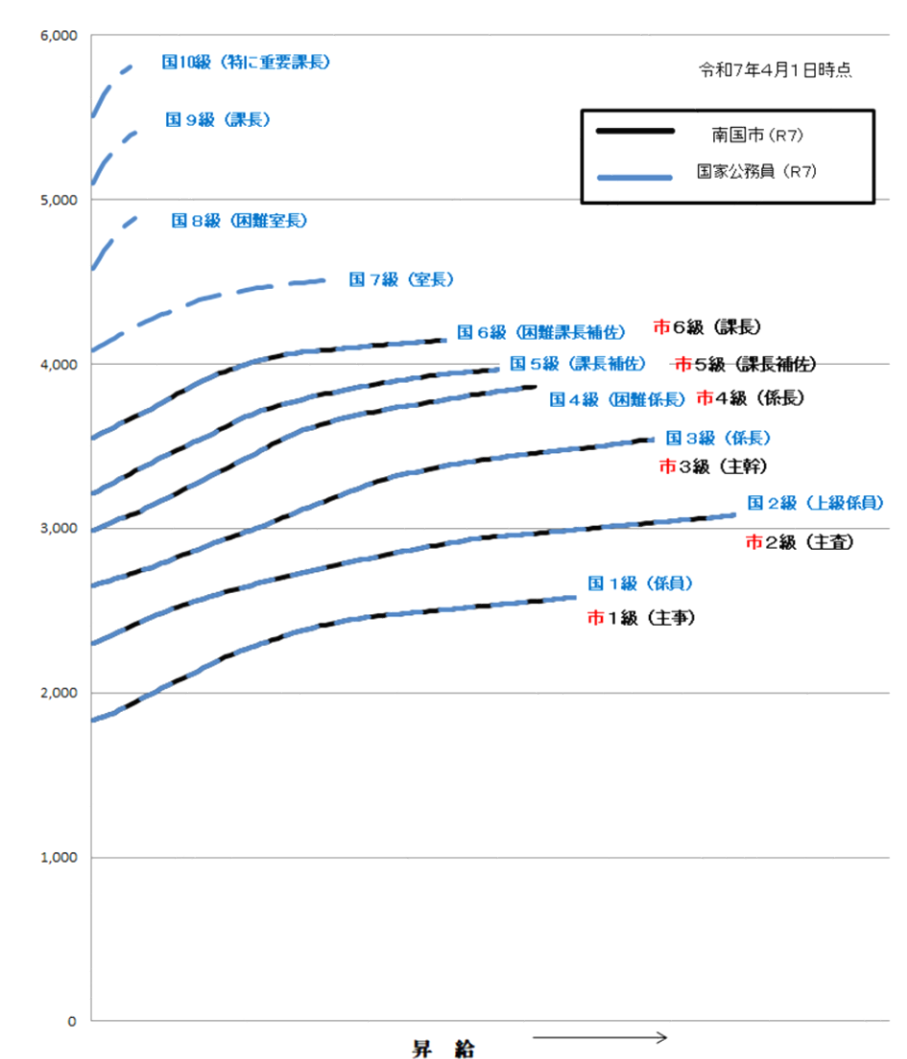
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考		1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
				1年前の 構成比	5年前の 構成比		
1 級	主事及び技師の職務	25 人	10.8 %	13.8 %	14.0 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事及び技師の職務	40 人	17.2 %	15.5 %	11.3 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主査及び技査の職務	77 人	33.2 %	19.0 %	23.4 %	261,300 円	354,700 円
4 級	係長・主幹・技幹の職務	38 人	16.4 %	29.7 %	28.8 %	287,300 円	386,100 円
5 級	補佐・対策監の職務	27 人	11.6 %	11.2 %	11.7 %	309,800 円	398,200 円
6 級	課長・参事の職務	25 人	10.8 %	10.8 %	10.8 %	335,000 円	415,700 円

(注) 1 南国市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（会計年度任用職員を除く）

南 国 市	高 知 県	国
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 1.85月分 (1.35)月分 (0.925)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

南 国 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額（令和5年度）					
7,749千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			該当なし 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	一人	—%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		9,129 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		169 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		13.6 %	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行路病人同死亡 人取扱手当	作業従事者	行路病人の移送等	1回 1,000円
	作業従事者	行路死亡人の収容	1回 2,000円
じん芥処理手当	環境課じん芥処理担当職員	じん芥収集処理 作業	日額 200円

犬、猫死体 処理手当	作業従事者	犬、猫の死体処理	1回 600円
防疫手当	作業従事者	感染症の防疫作業	日額 1,500円
災害出動手当	消防署消火作業 担当職員	消火作業	1回 400円
救急出動手当	消防署救急業務 担当職員	救急業務	1回 300円 (救急救命士は500円)
夜間業務手当	消防署深夜業務従事者	消防深夜業務	1回 730円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	209,070 千円
職員1人当たり平均支給額（令和5年度決算）	690 千円
支給実績（令和4年度決算）	264,749 千円
職員1人当たり平均支給額（令和4年度決算）	618 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制 度と異 なる 内容	支給実績 (令和5年度 決算)	支給職員1人 当り平均 支給年額 (令和5年度 決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 子 10,000円 子以外 6,500円	同じ		39,491千円	201千円
住居手当	借家・借間居住者 最高支給限度額 28,000円	同じ		31,477千円	264千円

通 勤 手 当	交通機関等利用者 通勤等の額に相当する額 最高支給限度額 55,000円/月 交通用具使用者 2,000円 (2km以上～5km未満) ～最高31,600円 (60km以上)	同じ		16,986千円	51千円
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ		4,735千円	86千円
管理職手当	管理監督する地位にある職員(参事・課長)に支給 月額 参事58,100円 課長49,800円	同じ		18,146千円	618千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が災害への対処等により勤務した場合に勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		256千円	8千円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	給料			報酬		
	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
月額	815,000円	684,000円	633,000円	460,000円	420,000円	390,000円
期末手当 支給割合	6月期 1.60月分 12月期 1.60月分					
退職手当	(算出方式)給料月額×在職月数×割合 (割合) 市長0.38 副市長0.28 教育長0.215 (支給時期)任期毎			—		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

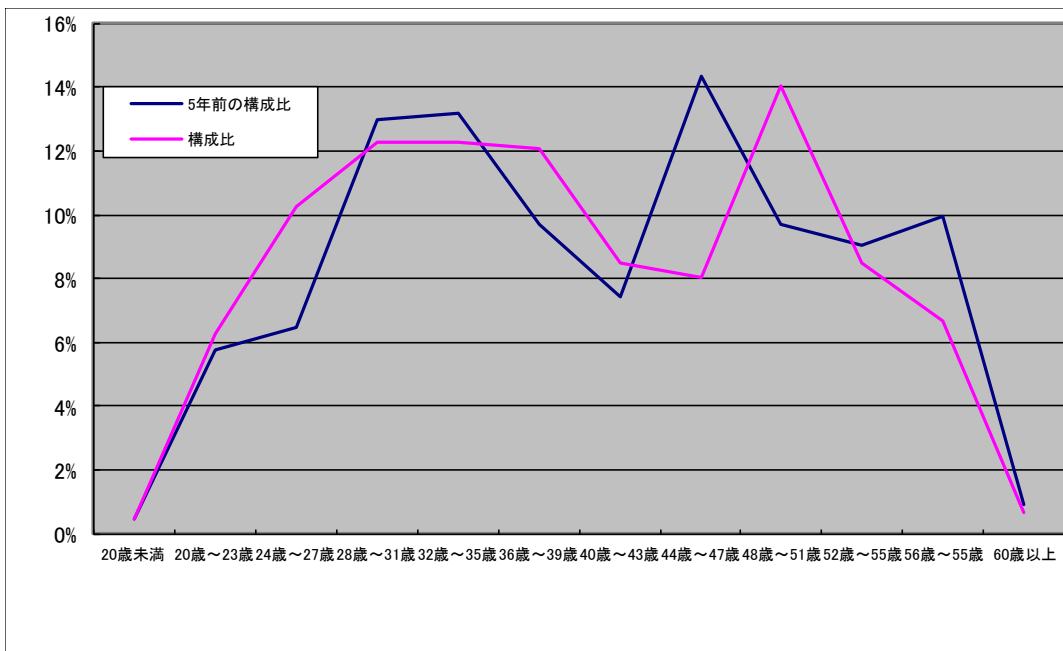
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	・ こども家庭センター新設に伴う部署変更及び業務 移管のため（増員、減員） ・ 「あんぱん」 関連の観光施策強化のための増員 ・ その他、体制強化を図るための常勤職員の増員
		総 務	56	57	1	
		税 務	23	23		
		民 生	101	108	7	
		衛 生	31	24	△7	
		農林水産	20	19	△1	
		商 工	7	9	2	
		土 木	45	43	△2	
		計	287	287		<参考> 人口 1 万人当たり職員数 62. 21 人 （類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 85. 28 人）
		教育部門	57	57		
	消防部門	67	64	△3	・ 早期退職等による欠員が補充できなかったため	
	小計	411	408	△3	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 88. 43 人 （類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 109. 56 人）	
公 営会 企計 業部 等門	水 道	下 水	10	11	1	
		その他	5	5	0	
			22	19	△3	
		小計	37	35	△2	
合 計			448 [462]	443 [462]		<参考> 人口 1 万人当たり職員数 96. 02 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (各年度4月1日現在)

区分	20歳 ～ 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
令和6 年度	人 2	人 22	人 45	人 61	人 49	人 56	人 39	人 34	人 62	人 37	人 28	人 8	人 443
令和元 年度	人 7	人 29	人 37	人 51	人 55	人 38	人 35	人 67	人 42	人 36	人 35	人 5	人 437



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	277	277	281	288	287	287	10(3.6%)
教 育	57	55	55	55	57	57	-(-%)
消 防	67	68	69	69	67	64	△3(△4.4%)
普通会計合計	401	400	405	412	411	408	7(1.7%)
公営企業会計等	36	36	37	36	37	35	△1(△2.7%)
合 計	437	436	442	448	448	443	6(1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占め る職員給与費比率
令和5年度	627,135 千円	78,485千円	37,884千円	6.0%	5.6%

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費 21,274 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	10人	38,600千円	6,029千円	14,528千円	59,157千円	5,916千円	6,118千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南 国 市	42.6 歳	328,419円	492,988円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 団体平均は、市町村の区分ごとの水道事業の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南 国 市（水道事業）	南 国 市（一般行政職）
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2. 4 5 月分 2. 0 5 月分 (1. 3 7 5)月分 (0. 9 7 5)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2. 4 5 月分 2. 0 5 月分 (1. 3 7 5)月分 (0. 9 7 5)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

南国市（水道事業）			南国市		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2％～20％加算）			定年前早期退職特例措置（2％～20％加算）		
			1人当たり平均支給額（令和5年度）		
			7,749千円（勸奨・定年）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			該当なし 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当
支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,851 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	385 千円
支給実績（令和4年度決算）	4,341 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	434 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）で、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 子10,000円、子以外6,500円	同じ	—	809千円	202千円

住居手当	借家・借間居住者 基礎控除額 11,000円 最高支給限度額 28,000円	同じ		1,063千円	265千円
通勤手当	交通機関等利用者 通勤等の額に相当する額 最高支給限度額 55,000円/月 交通用具使用者 2,000円（2km以上～5km未満～ 最高31,600円（60km以上）	同じ		584千円	65千円
管理職手当	管理監督する地位にある職員（局長）に支給 月額 49,800円	同じ		591千円	591千円

第2章 職員の任用等の状況

1 任用の状況

令和6年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

区 分	人 数
事 務 職	12
保 育 士	2
調 理 師	3
消 防 士	1
計	18

※採用者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員、割愛採用職員、公営企業職員、会計年度任用職員を除いています。

2 退職管理の状況

（1）退職者数

令和5年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	その他	計
退職者数	0	7	9	0	16

※退職者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員、割愛退職職員、公営企業職員、会計年度任用職員を除いています。

（2）退職者の再就職の状況

課長級職員が離職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、条例の規定により任命権者に届け出ることとしています。

	退職者数 (管理職員)	再就職に係る 届出の提出者数
令和4年度 退職者	0	0
令和5年度 退職者	0	0

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで(午前8時30分から午後5時15分まで)

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日

※特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日等の特例を定めています。

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

(1) 年次有給休暇 1暦年20日以内(20日以内の繰越を認める)

(2) 病気休暇 公務傷病によるもの 必要最小限度の期間
一般の傷病によるもの 原則90日以内(結核性疾患は、1年以内)

(3) 特別休暇

(令和6年4月1日現在)

場 合	期 間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植のための骨髄等の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄等を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

4 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生し被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	5日の範囲内の期間
5 職員の結婚	7日以内
6 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間
7 職員の出産	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日までの期間及び出産の日の翌日から8週間の期間
8 生後2年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内
9 配偶者の出産	出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間
10 職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の6週間前の日から当該産の日後1年を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間
11 小学校の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内でその都度必要と認める期間(2人以上の場合にあっては10日)
12 要介護者の介護その他市長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内でその都度必要と認める期間(2人以上の場合にあっては10日)

13 職員の親族が死亡した場合	(親族の区分ごとに定められた日数の範囲内) 配偶者 10日 父母、子 7日 祖父母、兄弟姉妹 3日 孫、おじ、おば、子の配偶者等 1日
14 父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
15 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における、3日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日の範囲内の期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
18 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
19 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
20 女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である場合)	2日を超えない範囲内で必要と認める期間
21 妊娠障害	診断書により7日以内
22 長期勤続の節目として、心身のリフレッシュを行うことにより心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図ることにより職務の能率増進に務める	40歳及び50歳の誕生日の属する一暦年について40歳は3日間、50歳は5日間
23 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が 母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

24 妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
---	---

(4) 介護休暇

職員が下記の対象者のうち、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算6か月を超えない範囲で指定する期間内（最大3回まで分割）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。（無給）

介護の対象者

- ・職員の配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母
- ・同居の祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

(5) 介護時間

職員が下記の対象者のうち、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、連続する3年の期間内において、1日につき始業の時刻から又は終業の時刻まで連続する2時間を超えない範囲内で取得できる休暇。（無給）

介護の対象者

- ・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、孫
- ・同居の祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

(6) 組合休暇

職員が任命権者の承認を受けて、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従事する場合において取得できる。1暦年につき、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で認められる休暇。（無給）

3 育児休業等

(1) 育児休業

職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、原則2回まで休業をすることができる。

また、上記育児休業と別に、産後育休（子の出生から57日以内にする育児休業）を2回まで取得することができる。（無給）

(2) 部分休業

職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で休業をすることができる。（無給）

第4章 職員の服務の状況

1 年次有給休暇の取得状況

令和5年平均取得日数	14.5 日
------------	--------

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業(※令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員数)

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間						
		3月以下	3月～ 6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年6月以下	1年6月～ 2年以下	2年～ 2年6月以下	2年6月超
男性職員	5	5	0	0	0	0	0	0
女性職員	6	0	0	3	1	2	0	0
計	11	5	0	3	1	2	0	0

(2) 部分休業(※令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員数)

令和5年度取得者数 0名

(3) 介護休暇(※令和5年度中に承認された介護休暇取得者数)

令和5年度取得者数 0名

3 職務専念義務免除

○南国市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条職員については、教育委員会とする。)又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、市長が定める場合

○南国市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、南国市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和35年南国市条例第14号)第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 南国市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条職員については、教育委員会とする。)又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 県又は市の特別職の公務員を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 県又は市の行政運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (4) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義を行う場合
- (5) 当該職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合
- (6) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (7) 国又は地方公共団体が行う当該職員の職務に関連のある試験を受ける場合
- (8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条第4項の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、又はこれらの審理のため人事委員会の要求を受けて出頭する場合
- (9) 職員団体の代表者として法第53条第7項の規定による口頭審理に出頭する場合
- (10) 法第55条第11項の規定により市の当局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (11) その他特別の事由がある場合

第5章 職員の分限及び懲戒処分状況

1 分限処分

(令和5年度)

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	—	0
心身の故障の場合	0	0	19	19
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合 計	0	0	19	19

2 懲戒処分

(1) 懲戒処分者数

(令和5年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
懲戒処分者数	0	1	0	0	1

(2) 処分の事由別状況

(令和5年度)

区 分	給与・任用に 関する不正	一般服務違 反関係	一般非行 関係	収賄等関係	道路交通法 違反関係	監督責任	合 計
処分等の事由別状況	0	1	0	0	0	0	1

第6章 職員の研修状況

1 研修の状況

令和5年度に実施した研修受講等の実績は下記のとおりです。

(1) 一般研修

実施主体	研 修 名	受講者数 (人)
こうち 人づくり 広域連合	新採用職員研修	1 1
	採用 2 年目研修	2 4
	採用 3 年目研修	1 1
	採用 5 年目研修	2 6
	採用 1 0 年目研修	1 1
	採用 1 5 年目研修	6
	係長研修	9
	課長補佐研修	8
	課長研修	1
合 計		1 0 7

(2) 特別研修

実施主体	研 修 名	受講者数 (人)
南国市	地方自治体の歳入	4 3
	情報セキュリティ研修	2 1 7
	人事評価・評価者研修	9 8
こうち 人づくり 広域連合	個人情報保護法研修	3
	地方自治法研修	2
	政策法務研修	4
	管理職のためのメンタルヘルス研修	6
	契約事務基礎研修	4
	基礎から学ぶ複式簿記研修	2
	決算書の見方研修	3
	行財政問題研究研修	2
	職場に定着するリスクマネジメント研修	4
	防災・減災力向上セミナー	1
	接遇研修	1
	社会人基礎力研修	2
	アサーティブコミュニケーション研修	3
	良い人材を見抜く採用面接官の心得研修	2

(3) 派遣研修

研 修 機 関 名	受講者数 (人)
全国市町村職員中央研修所	1
全国市町村国際文化研修所	3
日本経営協会	1 9

第7章 職員の福祉について

1 健康診断等の実施

- (1) 一般定期健康診断
成人病検診、レントゲン検診、腰痛検診
- (2) ストレスチェックの実施

2 互助会制度（令和5年度決算）

会 員 数	市の負担額	会員の掛金	事 業 内 容
845 人	13,100 千円	13,100 千円	医療費助成、死亡弔慰金、傷病・災害見舞金、結婚・出産等祝金、休養施設利用助成等

※会員数は令和6年3月時点。令和4年10月から会計年度任用職員も加入対象となっています。

3 労働安全衛生

南国市職員安全衛生委員会の設置・運営

第8章 職員の利益の保護について

1 勤務条件に関する措置の要求の状況（公平委員会）

業務の状況	令和5年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0 件

2 不利益処分に関する不服申立ての状況（公平委員会）

業務の状況	令和5年度
職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決または決定すること	0 件